

藤沢市地域子供の家条例の一部改正について
藤沢市地域子供の家条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地域子供の家条例の一部を改正する条例
藤沢市地域子供の家条例（平成2年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表村岡子供の家の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、村岡子供の家の供用を廃止する必要による。